

令和3年9月3日

丹波篠山市長 酒井 隆明 様

篠山再生計画推進委員会

委員長 井本 季伸



篠山再生計画実行中の投資的事業にかかる意見について

篠山再生計画実行中の投資的事業の選定に関する要領（以下「要領」という。）第5条に基づき、市長から篠山再生計画推進委員会（以下「本委員会」という。）に対し意見の求めがあった、清掃センター継続操業に伴う地域振興事業について、本委員会において、下記のとおり取りまとめたので附帯意見を付して報告します。

記

令和3年8月24日に開催した本委員会において慎重に審議した結果、要領第3条の選定基準（1）「事業の必要性、緊急性及び優先性が極めて高いこと。」、（2）「事業を実施しても、最新の収支見通しより大きく悪化するおそれがないこと。」のいずれにも適合していることを確認した。

附帯意見

- 1 施工業者の選定にあたっては、地元経済活性化の観点と丹波篠山市の入札制度に照らし、また、事業内容などから総合的に判断をし、可能な限り市内業者が参加できるよう配慮を願う。
- 2 本件の一部事業は、関係自治会に補助をする形で実施するが、その補助金は公金が原資であることから、補助金交付の際に発注方法や資産管理など、市の手続きに準じていただくよう、十分な説明を行うこと。